

浜田市人権教育・啓発推進基本計画

—青い海・緑の大地

人が輝き文化のかおるまち—

浜 田 市

## は じ め に

平成17年10月1日、浜田市、那賀郡内各町村は新設合併し、新浜田市が誕生しました。それまで各市町村では、昭和40年(1965年)国の「同和対策審議会答申」をもとに、それぞれに、市町村行政の重要な施策と位置づけ、同和教育の推進と生活環境改善をはじめとする諸施策を進めて、かなりの成果を上げてまいりました。

そして、平成14年(2002年)3月、地対財特法の終了をもって、これまでの法に基づく人権・同和问题施策から、一般対策へと移行することになりました。

しかし、多くの関係者の努力によって様々な改善や成果を得ながらも、依然として偏見や差別意識は根深く存在し、様々な差別事象も跡を絶たない状況にあります。

浜田市では合併を機に、これまでの旧市町村の推進計画を参考に、新市の新たな計画を策定する中で、新生浜田市の新しい人権課題に積極的に取り組む必要があります。

新しいまちづくりのあり方を検討する合併協議会においても、「新市まちづくり計画の基本方針」を策定し、その中で人権尊重のまちづくりを人権施策の重要な柱として掲げています。

一方、国連において提唱された「人権教育のための国連10年」も平成16年(2004年)末に終了しましたが、人権教育は必要であるとの認識から、国連では平成17年(2005年)から「人権教育のための世界計画」を実施されています。

わが国においても、国際社会の流れを受けて、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布・施行し、地方公共団体にも地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発の推進を責務として強く求めています。また、今後取り組む重要課題として、同和问题を人権問題の重要な柱とし、女性、子ども、高齢者、障害者問題などについての積極的な施策を推進するとされています。

こうした現状を踏まえ、本市におきましても、「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」のスローガンを合言葉に、一人ひとりが大切にされるまちづくりのための教育・啓発計画を策定することにしました。

「人権の世紀」と呼ばれる21世紀を迎え、部落差別をはじめとするすべての差別が解消されるよう、学校教育及び社会教育が両輪となって、人権教育・啓発推進を図らなくてはなりません。

今後、市民の皆様と行政が一体となって、積極的に教育・啓発に取り組み、その推進に努めてまいりたいと思いますので、一層のご理解とご支援をお願いします。

なお、この基本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました皆様をはじめ関係の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成19年3月

浜田市長 宇津 徹 男

# も く じ

<b>第1章 基本計画策定にあたって</b> .....	1
1 「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」策定の趣旨 .....	1
2 計画の期間 .....	1
3 推進基本計画 .....	2
4 基本計画の役割 .....	4
<b>第II章 人権尊重の市民社会をめざして</b> .....	5
1 人権問題の現状と今日的な課題 .....	5
(1) 今日の人権問題 .....	5
(2) 身近な重要課題への対応 .....	5
(3) 社会風土と慣習 .....	9
(4) 日常生活における人権感覚 .....	9
(5) 人権啓発・研修をめぐる課題 .....	10
2 人権問題の教育・啓発推進の基本的方向 .....	10
<b>第III章 人権・同和問題の解決に向けて</b> .....	13
1 市民意識の高揚と人権・同和問題 .....	13
2 学校人権・同和教育推進への取り組み .....	13
3 社会人権・同和教育の充実に向けて .....	14
(1) 公民館における人権・同和教育 .....	15
(2) P T Aにおける人権・同和教育 .....	15
(3) 市職員の人権・同和教育 .....	16
(4) 自治会活動における人権同和教育 .....	17
4 社会人権・同和教育の推進と啓発活動 .....	17
(1) 推進体制の現状と課題 .....	17
(2) 新浜田市における人権・同和教育啓発活動 .....	18
5 集会所における活動の現状 .....	19
6 人権・同和教育啓発推進にあたって .....	20
(1) 教育・啓発推進の基本的考え方 .....	20
(2) 教育・啓発推進の基盤づくり .....	20
(3) 基本計画の具体的な方向と内容 .....	21

<b>参 考 資 料</b> .....	2 6
「日本国憲法」(抜粋) .....	2 7
「児童虐待防止法」(抄) .....	2 9
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 .....	3 0
「世界人権宣言」 .....	3 2
「浜田市男女共同参画推進条例」 .....	3 7
「児童の権利に関する条約」 .....	4 1
<b>人権研修講師派遣要領</b> .....	5 6
築きませんか？人と人がつながるいい関係 .....	5 6
人権・同和教育研修会(巡回講座)講師派遣申請書 .....	5 7
人権・同和教育研修会(巡回講座)実施報告書 .....	5 8
<b>策定委員名簿</b> .....	5 9

## 第 I 章 基本計画策定にあたって

### 1 「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」策定の趣旨

浜田市においては、21世紀に向けての新しいまちづくりとして、「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」の実現をめざしています。

その実現の基本理念として、今日の国際的な潮流を視野に入れ、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、市民一人ひとりが安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進しています。

しかし、人権の世紀といわれる21世紀を迎えた今もなお、差別や偏見により、同和問題をはじめとする様々な人権問題が多く課題として残っています。

また、今日の少子化・高齢化・高度情報化・国際化などの急速な進展に伴う大きな社会情勢の変動の中で、すべての市民が等しく「人間らしく幸せに生きる権利」が保障され、心から豊かさとうるおいを実感できる市民生活の実現が強く求められています。

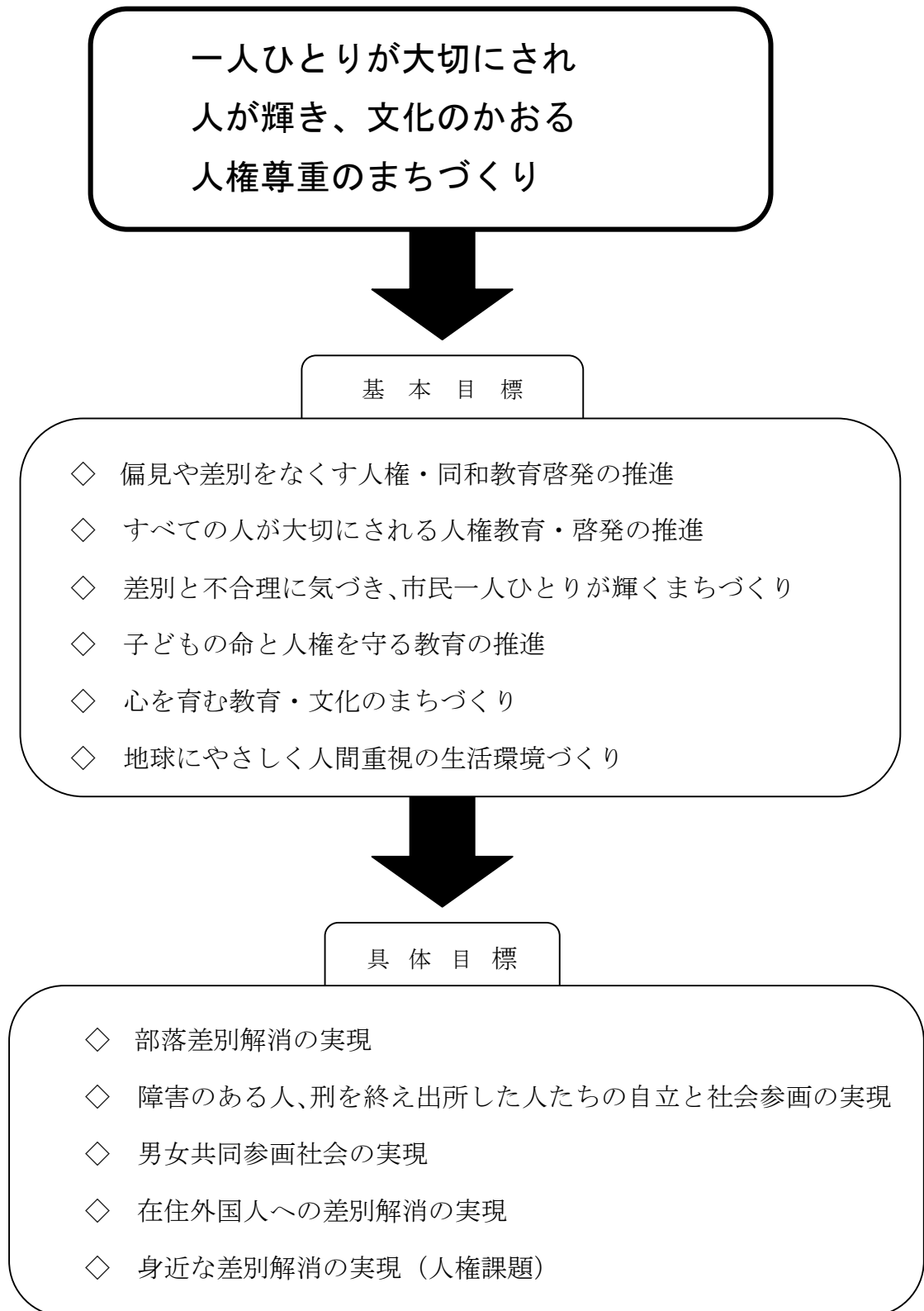
差別のない明るく住みよい社会の構築のためには、豊かな人間性と人権尊重を主要な柱として、市民一人ひとりが同和問題をはじめ様々な人権問題について一層理解を深め、自らの人権意識を見つめ直す人権教育・啓発活動を、市民と行政が一体となって今まで以上に積極的に推進していく必要があります。そのための「道しるべ」として、本計画を策定したものです。

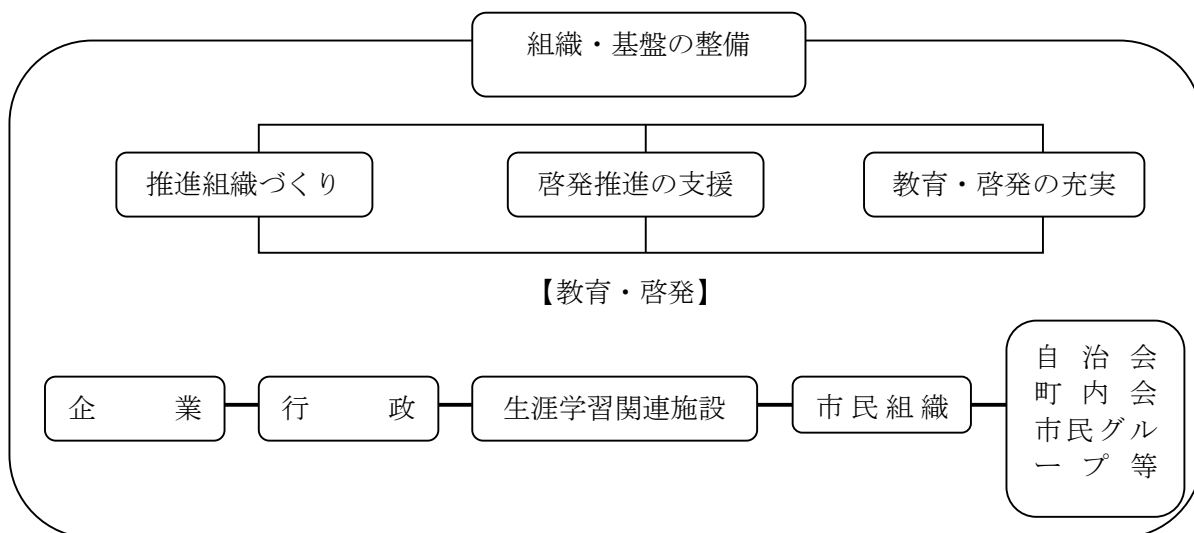
### 2 計画の期間

この計画期間は、浜田市総合振興計画前期計画と合わせ、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年と定め、浜田市総合振興計画の進捗と併せて推進します。

### 3 推進基本計画

「浜田市市民憲章」「浜田市総合振興計画」と本市をとりまく新しい潮流を認識し、下記のとおり目標を定めて推進します。





### (1) 教育・啓発を推進する組織づくり

人権教育・啓発を支援し、人権尊重のまちづくりを進める組織のあり方について、明確な方向性を打ち出す必要があります。そのために、市民各種団体の代表と行政が一体となって組織する「人権・同和教育推進協議会」を設置し、「人権尊重のまちづくり」の実現に向けた施策形成の中核に位置づけます。また、市行政においては人権教育・啓発の推進を全庁あげて取り組み、推進委員会（本部）を設置します。

### (2) 啓発推進の支援と整備

啓発推進の支援体制を整備することは重要な課題です。「学習に関する資料の提供」「指導講師派遣」「指導者の育成・提供」「推進事業の実施」「研修体制の見直しと内容の精選」「組織のネットワーク化」などソフト事業の充実を図ります。

### (3) 教育・啓発の充実

学習者が自己の問題として主体的に取り組む人権学習を推進するために内容・方法の工夫と充実を図ります。

- ・ 学校教育における人権・同和教育の推進
- ・ 社会教育における人権・同和教育の推進
- ・ 家庭教育における人権・同和教育の推進
- ・ 企業その他社会における人権・同和教育、啓発の推進

#### 4 基本計画の役割

- (1) 人権・同和教育啓発を推進し、人権・同和問題の正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりをめざす活動の指針とするものです。
- (2) 21世紀を真に人権の世紀とするために、「一人ひとりが大切にされ、人が輝き、文化のかおる人権尊重のまちづくり」の道しるべを示すものです。
- (3) 市民の一人ひとりが、共生社会の中で生きる力を身につけ、豊かで充実した生き方を実践していく人権啓発推進の施策を明らかにするものです。
- (4) 市民の人権意識を高め、差別や偏見を許さない世論の形成と社会的環境を醸成する人権教育・啓発活動の指針とするものです。
- (5) 人権尊重のまちづくりの方向性を示し、市民や行政などの役割と協力関係の指針とするものです。

## 第Ⅱ章 人権尊重の市民社会をめざして

### 1 人権問題の現状と今日的課題

#### (1) 今日の人権問題

人権の保障についての取組みは徐々に広がり、人々の認識も深まりつつあります。わが国においても、憲法では、「国民の基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障し、すべて国民は個人として尊重され、法のもとに平等で差別されない」ことを規定しています。さらに今日では、急激な国際化や情報化をはじめ個人の権利意識の変化に伴い、新しい問題を解決するための権利として、プライバシーの権利、知る権利、環境権などが主張され、従来とは視点を変えた人権問題も議論されています。

一方、国際社会（国連）にあっては、「世界人権宣言」をはじめ「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」などの締結、「国際婦人年」や「国際障害者年」などの人権に関する国際年などの設定により人権に関する取組みは広がり、人々の認識も深まりつつあります。

また、「人権教育のための国連10年」（1995年～2004年末）を継承した「人権教育のための世界計画」を受けて「国内行動計画(1997年)」も策定され、人権教育・啓発が推進されてきました。また、平成11年(1999年)には「国の人権擁護推進審議会の答申」を受けて、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12年(2000年)公布・施行され、地方公共団体等にも、地域の実情を踏まえた人権教育及び啓発の推進が責務とされてきました。

このような国内外の人権の流れを背景にして、今後国等の取組む重要課題として、同和問題を人権問題の重要な柱とし、さらに女性、子ども、高齢者、障害者などの人権課題などについても積極的な施策推進が期待されています。

今後、浜田市においても、21世紀を「人権の世紀」として位置づけ、一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別が解消されるよう、次のとおり具体的な課題への取り組みを推進してまいります。

#### (2) 身近な重要課題への対応

女性の人権をはじめとした個別の人権課題については、緊急な「重要課題」として位置づけ、人権教育・啓発を推進します。

○「女性」

・男女共同参画社会の形成に向け、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえた浜田市男女共同参画推進計画（H15年度策定、H18年度見直し）に沿って、女性の人権を尊重するという視点に立った施策の展開を図ります。

- ①男女共同参画社会の形成促進
- ②男女平等を促進する教育・啓発
- ③女性の人権が尊重される社会の形成

○「子ども」

・関係機関・団体はもとより、家庭、学校、地域などが互いに連携・協力し、市民が一体となって「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めていきます。

- ①児童の権利に関する条約などの理解促進
- ②いじめ・不登校や虐待問題への取組
- ③健全育成に向けての取組
- ④相談体制の充実

○「高齢者」

・高齢者を権利の主体として各人の心身の状況に応じたサービスの提供を行うとともに、高齢者自身が社会の重要な一員として活躍できるように支援します。

- ①福祉教育、啓発活動の推進
- ②就労対策の推進
- ③生きがい対策の推進
- ④相談体制の充実

○「障害者」

・障害者に対する差別や偏見をなくし、理解と思いやりの心を育むよう教育・啓発を推進します。

- ①「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発
- ②障害者の理解を深めるための福祉教育の推進
- ③障害者の社会参加と職業的自立の支援

#### ④相談体制の充実

##### ※ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方

#### ○「同和問題」

・差別のない明るく住みよい社会の構築を目指して「島根県同和対策推進計画」に沿った教育・啓発を効果的に進めていくとともに、以下の施策を積極的に推進します。

- ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進
- ②就労問題への取組
- ③集会所活動への支援及び相談機能の充実
- ④えせ同和行為の排除

#### ○「外国人」

・多様な文化をもつ人々が、地域に居住する同じ住民として「共に生きる」社会の実現に努めます。

- ①差別意識解消のための啓発の推進
- ②在住外国人と「共に生きる」地域社会づくりの推進
- ③外国人のための労働環境の整備
- ④外国人のための相談体制の充実

#### ○「患者及び感染者等」

・感染症等に関する正しい知識を普及する広報活動など、次の施策を推進します。

- ①エイズ感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進
- ②ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- ③O-157など感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- ④膠原病など難病に対する支援
- ⑤インフォームド・コンセントの普及

##### ※インフォームド・コンセント

医学的処置や治療に先立って、医師が患者に対し病状や治療目的、危険度などについて必要な情報を提供し、患者の同意を得た上で治療等を行うこと。

○「犯罪被害者」

・犯罪被害者の立場を理解した上で配慮をもって支援するため、次の施策を推進します。

- ①被害者の心情に配慮した対応
- ②被害者への支援活動の推進
- ③相談体制及び被害者の安全確保の推進

○「アイヌの人々」

・アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

○「刑を終えて出所した人等」

・刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発活動に努めます。

○インターネットによる人権侵害

・一般のインターネット利用者に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深める啓発活動を推進する。

○「島根あさひ社会復帰促進センター」設置に関連して

・平成20年10月に矯正施設「島根あさひ社会復帰促進センター」が供用開始になります。この施設は、これまでの受刑者の半数が再入受刑者になっている現状への反省から、従来の職業訓練に代わって民間企業等が受刑者の職業訓練の実施に積極的に参画し、再犯防止・社会復帰に寄与しようというものです。

そのためには、企業等の就労支援をはじめ、出所後の地域社会の温かい理解、受け入れ体制等が欠かせません。このために受刑者、刑を終えて出所した人たちの人権について理解、啓発に努めます。

○「その他の人権問題」

・市の保有する個人情報については、浜田市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、個人の権利利益の保護を図ります。

・迷信や情報通信メディアの悪用などによる差別や偏見をなくすための啓発を

進めます。

### (3) 社会風土と慣習

社会風土を形成しているのは、住民の社会意識や考え方、あるいは生活意識、そこから生まれる風習や慣行などです。このような社会風土を形成する住民の生活意識や考え方、生活感情の中には、不合理な差別や偏見が温存され、市民のあらゆる生活の場面に根をはっています。

例えば、個性や違いを排除し同質化を求める傾向、「大安」や「友引」といった迷信にとらわれやすい社会体質、自分の判断よりも「世間体を重んじる風潮」、「出生地・家柄・学歴」などによって、人や結婚相手の価値を決めるなどのような意識、考え方は人権尊重の精神に逆行し、差別の温存・助長につながるものです。

日本の社会は、圧倒的多数の「同質・均一」集団を中心にして営まれてきたといっても過言ではありません。「同質性」の社会では「周りと同じ」「みんなと同じ」が優先され、少しでも違った環境や立場にある人や、政治的、社会的に分離状態におかれた人々や行為、つまり「みんなと同じでない人々」あるいは「みんなと同じでない行動」などを「異質」として排除してしまう傾向があります。

こうした社会の流れの中では、相互の人権を尊重し、「共に生きる」という感覚は育ちません。

人権の世紀といわれる21世紀の社会においては、「異質」なものを排除するのではなく、「違い」をそれぞれの個性として認め合い、共に生きていくという「共生」の考え方を定着させていくことが今後の大きな課題と言えます。

したがって、このように差別を温存・助長する住民の意識や感情を除去していく教育・啓発がきわめて大切です。

### (4) 日常生活における人権感覚

浜田市は、一人ひとりの人権が尊重され、心から豊かさを実感できる社会の実現を目指していますが、私たちの社会生活、家庭生活、さらには地域社会、学校教育などについて、今そのあり方が問い直されています。

そうした中で、改めて私たちの日常生活を振り返り、見つめ直すとき、様々な人権課題があることに気づかされます。自己中心的な言動により、相手の存在や意思を無視したり、軽視したりすることによって、人を傷つけていることも数多く

見られます。こうした人権を無視した言動が、不当な差別や人権侵害に結びつく状況になっていることを考えるとき、さらなる教育啓発が必要です。

私たち一人ひとりが自らの日常生活の言動の中で、固定観念や偏見に気づくことによって人権感覚を磨き、自らの意識の中に存在する「人を排除・除外・差別する」言動を改め、人間としての尊厳を大切にす社会を築くことに努めなければならないと考えます。また、こうした日常生活における気づき→自己変容→実践の積み上げこそ、最も大切にすべきことだと思います。

## (5) 人権啓発・研修をめぐる課題

人権をはじめ、様々な当面する課題に関する学習においては、テーマが深刻であればあるほど知識に偏り、知識の詰め込みになる傾向が見られます。

知識だけの教育では、人権を日常生活の中に根づかせることができず、何気ない行動の中で差別してしまったり、他人の人権侵害を見過ごしたりします。また他人の人権や差別についても無関心になりがちです。人権に関する学習においては知識だけでなく参加者自身の問題として人権を考える内容や方法の工夫が必要です。

特に、人権研修にあたっては、「自らをふりかえり、これまでの自分に気づく」研修が大切です。人権に関する情報や人権擁護のあり方を受動的に聞くだけでなく、参加型の学習等を通して、人権問題について、互いに考えあう姿勢が欠かせません。

このような研修を通して、日常生活の言動等について、人権の視点で見つめ直すことができるようになり、そのことが鋭敏な人権意識や人権感覚を育てることにつながると考えられます。

## 2 人権問題の教育・啓発推進の基本的方向

これからの教育・啓発推進のあり方としては、様々な人権問題を「自分自身のこと」として受け入れられるようにすることが重要です。

つまり、人権問題を人ごとではなく自分の問題として受け止め、自分の言動を見直し、その解決のために学習し、更に日々の行動や実践に結びつけていくことが何より大切です。豊かな知識を持ちながら、その知識が人権意識となって働かないのは、日常生活において身のまわりの様々な偏見に気づき、人権について考える習慣が身につけていないからだと思われます。「私は差別していないからいい」と、人権・差別問題を自分とは無関係とと思っている限り、自分の心に「人権の意識」は育ちません。

今後、どのようにして「人権の感覚」を磨き、人権文化を築いていくかが啓発の重要な課題です。

人権は、何かあったときにだけ問題にされるものではありません。「問題があるとき」はもちろん、日々の生活の中で人権を考えることが大切です。なぜなら、私たちは、いつも「人」との関係の中に存在しているからです。「人」は誰でも「人間らしく幸せに生きたい!」という願いをもっていますが、それが損なわれていないかどうかを、鋭い人感覚で判断することが重要です。既存の人権についての考えを、いま一度再考し人権教育・啓発を推進していきます。

さらに、人権を大切にすまちづくりの啓発を推進するためには、日常生活の中でいかに他人と共に生きるかを考えて行動することです。

すなわち、一人ひとりの違いを個性として尊重し、共に生きる仲間として認め合い、共に生きていきたいという「共生の心」を育成することです。

これからの人権の世紀においては、先入観にとらわれ、「女性だから」、「障害者だから」、「外国人だから」と言って差別したり、蔑視したり、個性や人権を無視したりする社会であってはなりません。

私たちの社会は、どんな人でも認め合い、共に生きる「共生社会」が本来の社会と言えます。

また、「共生の心」のないところに「人権感覚」は生まれません。

これから「共生の心」を育成するために、社会、学校、家庭における教育・啓発活動の充実を図っていきます。

さらに、「共生」の観点に立った人権に関する啓発活動を推進して「共生の心」「人権という普遍的な文化」を醸成していきます。

- (1) 教育・啓発の推進にあたっては、これまでの人権・同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法の評価を踏まえ推進します。
- (2) 同和問題をはじめ様々な人権問題を知識としてではなく、「自分のこと」として受け入れるために、人権意識を高めることに努めます。
- (3) 偏見や差別のない社会を築くために、積極的に人権・啓発を推進し、人権を大切にす態度の醸成に努めます。
- (4) 心から豊かさを実感できる「共生の心」「人権という普遍的な文化」を醸成すまちづくり事業を充実し、効果的な市民教育・啓発の推進に努めます。

- (5) 人権尊重の理念を基礎として、市民相互の連帯と共感的人間関係を深めるコミュニティの形成を図ることに努めます。
- (6) 教育・啓発活動のマンネリ化、参加者の固定化を解消するため、市民の意識、要望、実態などを把握して、魅力的な啓発の内容と手法を開発するとともに「明るく、考えて、さわやかで、楽しく、和やかな」啓発を推進することに努めます。

重 点 事 項	具 体 的 事 項
◇ 推進組織づくり	◇ 人権ネットワークの構築 ◇ 人権・同和教育推進協議会等の結成
◇ 啓発推進の支援	◇ 啓発推進まちづくり事業の支援 ◇ 推進指導者の育成、講師派遣
◇ 教育・啓発の充実	◇ 生涯学習体系への位置付け ◇ 学習形態、教材、方法等の創意工夫 ◇ 市民講座、学習会等の充実

## 第三章 人権・同和問題の解決に向けて

### 1 市民意識の高揚と人権・同和問題

同和問題とは、同和対策審議会答申に述べられているように、部落差別のために今もなお同和地区住民の市民的権利と自由が完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題であり、具体的には、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などが侵害されている問題です。

このような同和問題を歴史的な動向としてみると、同和対策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法などに基づく対策事業の実施等によって、住宅や道路など生活環境の実態的差別の解消には成果があらわれており、さらに、教育・啓発による心理的差別解消への取り組みの積み重ねにより、人々の意識や認識にも前進がみられるようになりました。

しかしながら、同和問題の現状をみつめるとき、差別の実態として、今なお多くの課題が残っています。特に、結婚、就職に対する差別意識など心理的差別は依然として根強く存在しています。さらにはかなりの人が「自分には差別する気はないし、同和問題は自分に関係ない問題だ」「今さら寝た子を起こさなくても同和問題は自然になくなる」「同和問題は今の時代には、ほとんどあり得ないこと」など無関心の意識をもっていると思われ、それらの人たちの意識変革を図る教育・啓発をいかに進めていくかが、これからの大きな課題と言えます。

人権の世紀と呼ばれる21世紀を迎えて、同和問題の解決は戦後の民主主義の真価が問われる重大な課題として再認識し、その問題解決に努めなければなりません。

### 2 学校人権・同和教育推進への取り組み

同和問題の解決は、「教育にはじまり、教育におわる」といわれるように教育の果たす役割はきわめて重要です。とりわけ、学校教育における人権・同和教育への期待は大きいものがあります。

市内の公立幼稚園（5園）、小学校（26校、分1）、中学校（9校）では、推進計画により全校（園）体制で取り組み、また浜田市人権・同和教育協議会（年3回）等、教職員の研修も計画的に実施されています。今後は幼・小・中学校一貫した取り組みが期待されています。

島根県教育委員会発行の「同和教育指導資料第19集」にも示されている「人権意

識を高め、差別をなくす実践力を培う取り組み」や「進路保障」については、より一層具体的な取り組みが必要です。

また、学校人権・同和教育の推進は、教職員自身が「差別の現実に学ぶ」という同和教育の原点に立った研修や、生活の中の様々な偏見や差別の問題を鋭く見つけ、不合理に気づく力を身につけていくための研修を行うことが重要です。

そして、教職員は差別の現実に学んで差別に対する科学的な認識を深め、日頃から児童生徒一人ひとりに目を向けながら、自らの課題として日々の教育実践に当たることが大切です。

また、学校人権・同和教育の推進を図るうえで、教職員の同和問題に対しての正しい認識を深めることはもちろん、教職員が、自分自身の人権意識や人間性が児童生徒の人権意識の高揚と人格形成に極めて大切な役割と大きな影響を与えることを自覚して取り組む必要があります。

さらに、現実の学校生活を見ると、「身勝手な自己中心的な言動」「いじめ」「不登校」「暴力」「虐待」など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。このような身近な問題からも人権・同和教育の重要性を認識し、人権・同和教育を学校教育の基盤として、教育活動全体を通して児童・生徒一人ひとりの人権意識を高め、差別をなくす実践力を培うことに一層の努力が必要です。

※進路保障とは、進学、就職に際して進路指導や公正な採用選考を実現することはもちろん、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、健康の増進を図り、さらに、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志をもって、将来をたくましく切り開いていこうとする態度や能力を身に付けていくことです。(19集より)

### 3 社会人権・同和教育の充実に向けて

これまで、浜田市の社会教育においては、市民の人権・同和問題に対する理解を深めるために教育・啓発活動を推進してきました。

また、昭和55年(1980年)以降、旧市町村でも「同和教育推進協議会(旧浜田市では、H15年より人権・同和教育推進協議会)」を結成し、各市町村における教育・啓発活動の推進体制を整備するとともに、各種の啓発・学習活動を実施し、学習の機会の拡充を図ってきました。その結果、市民の人権・同和問題に対する関心と理解も次第に深まりつつあります。

しかし、未だに差別事象が跡を絶たない実態があり、人権・同和問題を「自分とは

関係がない」「自分は差別をしていない」など他人ごととしてとらえ、差別解消に向けて主体的に取り組もうとしない人も多く、人権・同和問題の解決が真に市民一人ひとりの取り組みとなっていない状況にあります。

今後、様々な社会教育の場で一層人権・同和教育推進の充実を図ることが必要です。

## **(1) 公民館における人権・同和教育**

公民館は、地域の生涯学習センターとして多数の住民が利用し、各種の学習活動、自治会活動の場として活用されており、人権・同和教育啓発推進の拠点として重要な役割を担っています。

また、国民的課題といわれる同和問題の解決は、一人ひとりの自覚と実践はもとより、公民館を中心とした地域全体の共通理解をもって取り組まなければなりません。

しかし、公民館での人権・同和教育の取り組みは、学校における人権・同和教育のように意図的、計画的に実施することが容易でないのが実態です。

そこには、地域住民の人権・同和教育に対する関心の度合いの差があつて、継続した学習計画や研修プログラムが組みにくいという問題、地域住民の参加者が限られてしまうという問題、外部講師に依存するため経費の問題など多くの困難な点があることも事実です。

こうした中で、これまでの人権・同和教育の講座・学習会など推進状況をみますと、公民館活動の方針としては人権・同和教育の推進があげられていますが、啓発推進は十分とは言えない状況です。

今後、公民館が地域啓発センターとして住民の学習機会の拡充、学習内容や方法の充実、指導者の発掘などの機能を強化することが課題です。

## **(2) P T Aにおける人権・同和教育**

P T Aは、子どもの幸せのために保護者と教職員が共に学び、共に活動する団体で、学校教育と常に連携を図りながら活動するもっとも大きな自主的な社会教育団体です。それだけにP T Aへの期待も大きいものがあります。

さらにP T Aは、子どもを健全育成する団体として、会員が常に学び、自己を高めていくことが求められます。そのために研究組織をつくり、研修会・講演会が計画され実施されています。そして、そこには様々な研修内容の中に同和問題・人権問題も研修できるようにきちっと位置づけがなされることはいうまでもありません。

人権・同和教育は学校教育の場だけでなく、社会教育の場でも取り組まなければならないものです。

そして、その主要な担い手になるのがPTA研修会といえます。PTA本来の目的達成のためにもPTAが積極的に人権・同和教育研修の場をつくり、活発に活動することは極めて重要な課題です。そのことが差別意識を解消することにつながり、子どもの幸せをつくっていくことにもなります。

また、研修会を推進するためには、次のようないくつかの課題があり留意する必要があります。

- ① PTAにおける人権・同和教育を推進していくとき、PTA指導者の姿勢が大きな影響を与えるので指導者の育成が必要です。
- ② PTAは、子どもの健全育成を願う団体であります。そのため、子どもの教育や家庭でのしつけなど、身近な問題をテーマにしながら、人権・同和教育問題の解決に向けて学習を深めていくことが必要です。
- ③ 系統的・継続的学習を通して、仲間づくりを進め、人権・同和教育問題解決のための地域づくりに広げていけるような自主的な学習グループを育てることが求められています。
- ④ 研修内容・方法には積極的に参加できるよう工夫と評価に努め推進することが大切です。

### (3) 市職員の人権・同和教育

同和教育問題の早急な解決が国（行政）の責務とされている中で、行政職員の研修は極めて大切です。行政に携わるすべての職員は、同和教育問題の本質を把握し、共通の認識をもってそれぞれの行政分野で適切に対応するとともに、自らの問題として研修に努めることが求められます。

残念ながら、浜田市やその近辺においても、これまでに様々な差別事象が発生しています。

これらの反省から市職員の研修の充実を図ってきましたが、今後もより一層の取り組みが必要です。

21世紀を迎えて人権尊重のまちづくりをめざす本市においては、市職員の同和教育問題をはじめ様々な人権問題に対する理解と認識は一層大切であり、全庁あげて主体的

に取り組むための計画的な職員研修の実施や人権・同和問題職場研修推進員（仮称）を設置するなどの具体的な施策が求められます。

（※平成18年度より管理職はじめ全職員の人権・同和教育研修が開始されました。）

#### （４）自治会活動における人権・同和教育

任意団体であるとはいえ、各地域に存在する自治会組織は、住民の身近な問題を自分たちで考え、自分たちの日々の生活の向上をめざすことを目的とした重要な自治組織です。

そのため、ここで取り上げられる問題は具体的で生活に直結する課題だけに、関心も強く、その解決に向けての期待は大きいものがあります。

したがって、この組織の中で組織的、計画的に人権・同和問題が取り上げられるならば、その成果は学校、公民館等にも並ぶ有益な人権・同和教育推進の場と考えられます。

しかしながら、前述のように任意の団体で、未組織の地域もあり、また連合組織も有効に機能していないなど課題も多い。今後、行政の指導助言、公民館との連携が強く求められています。

## 4 社会人権・同和教育の推進と啓発活動

### （1）推進体制の現状と課題

合併前の旧市町村同和教育推進協議会（以下「同推協」という。）は、人権・同和問題の早期解決を図るため、各種の機関や団体などとの連携を密にし、人権・同和教育を全市町村民に推進することを目的として発足しました。

同推協の中心的課題はいうまでもなく、構成している団体が、それぞれ、その団体の独自性を生かした社会人権・同和教育の実践的活動を活発に展開することと、啓発や実践を住民運動として推進することです。また、そのための具体的な取り組みの内容、方法を検討・協議する組織でもあります。

これまで人権・同和教育推進協議会は、その目的達成のために、総会、研修会、先進地視察などが実施されてきました。

しかし、その取り組みが旧市町村の人権・同和教育推進に一定の役割を果たしたとしても、その評価は十分に吟味されていません。講演会や研修会は一定の成果が上がっていますが、まだ多くの課題が残されており、今後、これからの新浜田市人権・同

和教育推進連絡協議会のあるべき姿を含め検討する必要があります。

## (2) 新浜田市における人権・同和教育啓発活動

平成14年3月末、同和対策事業関連法は失効し、一般対策への移行になりました。様々な施策により、一定の前進はありましたが、今なお県内でも様々な差別事象が多発し、教育・啓発活動の一層の充実が求められています。新浜田市においても、これまでの各市町村の啓発について再吟味し、より充実した教育・啓発活動を推進するための企画、組織、方法などを検討する必要があります。今のところ、次のような事業活動が予定されています。

### ① 人権・同和教育、人権意識定着のための学習会、研修会の実施

- ・人権・同和教育推進協総会及び研修会
- ・各組織・団体独自の学習会、研修会の開催（講師派遣）
- ・関係機関・団体が主催する研究集会、講演会への参加（島根県同和教育推進協議会連合会研究集会、島根県同和教育推進協議会連合会浜田ブロック研究集会、人権・同和問題を考える県民の集い、浜田地域ネットワーク事業、地域行政関係者研修会、人権・同和教育連絡会の開催等・・・）

### ② 人権・同和教育研究集会等の実施（含共催）

- ・ふれあいフォーラム（全教職員対象）
- ・人権作品コンクール
- ・中学校区単位の人権集会
- ・市民人権講座
- ・人権を考える各種市民グループの人権学習講座

### ③ 人権に関する講座、講演会、啓発資料等の情報発信及び参加促進

- ・ヒューマンフェスタ ・人権・同和問題を考える女性の集い
- ・人権作品集（「共に生きる」）配布及びパネルの巡回展示
- ・その他啓発資料の配布（人権リーフレット等）

### ④ 企業、介護保健施設等への啓発活動推進

今日、企業においては企業本来のビジネス活動の他に、社会の発展や人間の幸せを増進させる責任があることに注目し、人権、環境、開発などに対して、企業の社会的責任として自覚する企業に転換することが強調されています。このことは経済の合理性追求のみで人間・社会をとらえる企業から人間を重視する

企業への転換を意味します。(1991年「新世紀企業宣言」)

これらの提唱は、人間尊重を基盤に置き、社会的責任を積極的に果たそうというものです。そのためには、企業内における人権教育(人権啓発)は極めて重要です。

また、企業において人権・同和問題の解決に努めることは、企業の社会的責任を果たすとともに、職場から差別体質を排除し、従業員の基本的人権が尊重される民主的な職場をつくることになり、そのことは従業員の勤労意欲の向上、人材確保の上から企業の繁栄につながっていくこととなります。

しかし、企業、介護保健施設等における職員研修は、まだ十分とは言えません。また、このことは今後の行政の大きな課題の一つです。

浜田市において企業内の公正採用選考人権啓発推進員制度の対象である従業員が30人以上の事業所は144(H18.3現在)カ所あり、大多数が小規模事業所で占められています。小規模事業所就労者の研修・啓発をどのように対応していくか、早急に創意工夫が求められるところです。

また、今日、極めてきびしい企業環境の中で、全従業員を一定の時間拘束することは、容易ではありませんが、この推進員制度を基盤として、人権・同和問題啓発企業連絡協議会(仮称)を組織できるよう支援し、研修活動の推進体制をつくり研修を深めることが必要です。

## 5 集会所における活動の現状

浜田市には、地域における人権・同和教育の推進を図るための集会所が設置されています。

この集会所における活動は、地域交流学習会・教養講座・趣味講座などを実施しています。また、近年では地区内での研修のみならず交流活動に積極的に取り組み、人権・同和教育への願いが語られ、意見交換も充実しつつあります。特に学校教育現場との交流活動には注目すべきものがあります。

「差別の現実に学ぶ」という研修の基本理念からも広い範囲からの交流学习が必要で、今後研修の形態や方法・時期・時間などを検討し、交流学习の推進を含め、集会所事業の進展を図っていくことが必要です。

## 6 人権・同和教育啓発推進にあたって

### (1) 教育・啓発推進の基本的考え方

21世紀は「人権の世紀」といわれ、差別のない、真に基本的人権が尊重される市民社会が求められています。浜田市においても「青い海・緑の大地、人が輝き、文化のかおるまちづくり」をめざします。

このまちづくりの実現のためには、市民一人ひとりの人権が等しく尊重され、真に心から豊かさを実感して、はじめて可能となります。

それには、同和問題をはじめ様々な人権問題を自己課題として受け止め、一切の差別を許さず、真に基本的人権を守り、育て、実行する啓発活動が必要です。とりわけ、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別を解消し人権尊重を培う同和教育の推進は極めて重要です。学校教育、社会教育を一体とした地域ぐるみの教育・啓発体制を確立して活動を積極的に推進していくことが大切です。

また、教育・啓発の推進を図るにあたっては、これまでの人権・同和教育や啓発の中で積みあげられてきた成果と、手法への評価を踏まえて取り組みます。

- ① 差別を見抜き、差別を許さない、人づくり・地域づくりに取り組むために、正しい理解と認識を深めるよう、学習機会の拡充と推進体制の整備に努めます。
- ② 人権・同和教育を、差別のない住みよいコミュニティーをめざした「まちづくり」の中に位置づけ、住民共通の課題として取り組みます。
- ③ 参加型学習のように感性に訴え、差別を無くす実践力を培う教育・啓発の工夫に努めます。
- ④ すべての教育活動の中に人権尊重の理念を位置づけ、人権尊重の精神を徹底するよう啓発を推進します。
- ⑤ 啓発・学習活動を推進する上で、その核となる指導者の養成・確保と資質の向上に努めます。
- ⑥ 身のまわりの様々な人権問題を取り上げながら、自らの生活や生き方と関わりにおいて、人権・同和問題が学習できるよう、参加者の立場に立った啓発・学習活動の推進に努めます。

### (2) 教育・啓発推進の基盤づくり

#### ① 組織や基盤の整備

ア 人権・同和教育推進協議会の整備と活性化

合併を機に、人権・同和教育推進協議会の性格、役割、組織、事業などを見なおし、教育・啓発が企業や地域に浸透するよう組織づくりを進めます。

#### イ 総合的な推進体制

今後の社会人権・同和教育は、人権・同和教育推進連絡協議会を中心に行政はもとより社会教育団体・企業・住民も包括して市ぐるみ、地域ぐるみの活動を推進する必要があります。

#### ウ 関係諸機関との連携強化とネットワークづくり

今後、教育、啓発を広く推進していく上で、企業啓発、地域啓発を推進していくためには、関係機関・運動団体との連携や様々な組織のネットワークづくりが不可欠です。また、学校教育と社会教育との連携も大切でその強化を図ります。

#### エ 人権教育・啓発推進委員会（仮称）の設置

市の各部局が一体となって、組織を横断する行政の中核的推進本部を設置することが求められます。

#### オ 研修体制の見直しと充実

これまで、幼・小・中学校教職員研修、市職員、公民館職員などの研修に改善を加えながら実施してきましたが、今後は意識の変革や実践力につながる身近な研修の内容・形態などの検討を必要とします。

### (3) 基本計画の具体的な方向と内容

浜田市においては、これまで様々な教育、啓発に取り組み、一定の成果はあげつつもまだ多くの課題を残しています。

したがって、これからより一層充実した教育、啓発を推進するには企業、職場、各種団体、地域など様々な角度から多角的に取り組む必要があります。

そういう意味から企業啓発の推進と社会教育における公民館を単位とした地域住民の啓発、各PTA組織を生かした保護者研修の充実を図っていきます。また、行政としての取り組みはより一層の充実と創意工夫が求められます。さらに、学校における人権・同和教育の推進については、さらなる改善を加えながら一層の強化を図っていく必要があります。

#### ① 企業啓発の推進

企業の啓発においては、企業の人権・同和問題についての認識と自覚に立った取り組みがきわめて重要です。近年、市内の企業の中にも、人権・同和問題の重要性を自覚して研修に取り組む企業もあります。しかし、全体的には、まだ低調としか

言えない状況です。

このような状況を改善し、市内の企業が全体として取り組むためには関係行政機関、ハローワーク等が連携して各企業に働きかけ、企業が全体として推進できるような組織体制づくりが必要であります。さらに、企業が研修活動を進める場合、支援と協力も必要となります。

重点事項	具体的事項
◇ 企業啓発のための組織体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市内の企業が組織的、計画的に研修し、同和問題の解決と人権尊重の職場ができるような組織体制づくりの支援</li> <li>◇ 各企業の責任者、推進委員をもって組織する人権・同和問題啓発企業連絡協議会(仮称)結成の支援</li> </ul>
◇ 企業(職場)研修の充実	◇ 企業(職場)研修の支援と協力

## ② 社会教育における人権・同和教育の推進と市民啓発

人権・同和教育は社会教育における教育の一つの重点として、それぞれの社会教育施設、教育団体で教育、啓発が推進され、人権が尊重される社会づくり、人づくりに向かって進むことが求められます。特に公民館における人権・同和教育の実施は公民館の本質的な任務であります。そこで各地区公民館においては地域住民の啓発・教育を推進するために地域における諸団体との連携を図り、組織的、計画的な推進をします。

重点事項	具体的事項
◇ 地区公民館を単位とした教育・啓発推進のための計画的、継続的な実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公民館職員、運営委員会等の研修</li> <li>◇ 公民館事業への人権・同和教育の位置づけと実践</li> <li>◇ 家庭における人権・同和教育の推進</li> <li>◇ 参加者の拡大、学習深化を図る学習内容方法の改善</li> <li>◇ 交流学习の推進</li> <li>◇ 関係機関、団体との協力、支援</li> <li>◇ 広報活動による啓発</li> </ul>

一人ひとりの市民が人権・同和問題を正しく認識し、自らの課題として取り組むために様々な社会教育の場において人権・同和教育の実施がなされてきました。

そのなかでも学校教育や家庭教育と深く関わりのあるPTAは人権・同和教育を推進する上できわめて重要な役割を担っています。そのためにPTA組織を十分に生かした取り組みを推進します。

重 点 事 項	具 体 的 事 項
◇ P T A活動としての人権・同和教育研修と支援	◇ 役員研修会の支援 ◇ 会員研修を研修計画に位置づけ、「学ぶP T A」の実践 ◇ 市の連合体組織としての取り組みとその支援

### ③ 市民啓発促進まちづくり事業

啓 発 推 進 事 業 内 容
◇ 全市民を対象に講演会等の開催 ◇ 啓発パンフレットの全世帯配布 ◇ 地域の啓発指導者の指導者養成講座開講 ◇ 地域の啓発推進関係団体・組織の支援と助成

### ④ 行政としての教育・啓発

人権・同和問題の解決は、行政の責務であるとの基本認識にたつて、行政に携わるすべての職員は、人権・同和問題の本質を把握し、共通の認識をもって、それぞれの行政分野で適切に対応するとともに、自らの問題として研修に努めなければなりません。ともすれば一部の限られた関係者のことのように考えがちですが、それぞれの職場において一人ひとりが主体的に取り組むよう改善と工夫に努め推進します。

平成18年度より、県の行政改革を受けて、松江の「人権啓発推進センター」に加えて、新たに「西部人権啓発推進センター（浜田合同庁舎）」が開設されました。これを機に、さらに関係機関等との連携を深めながら、人権が尊重され、差別や偏見のない社会の構築に努めます。

重 点 事 項	具 体 的 事 項
◇ 市職員、行政関係者の計画的な研修の充実	◇ 多様な研修方法の工夫と内容の充実 ◇ 人権問題職場研修推進委員（仮称）の養成と活用 ◇ 研修会への積極的な参加
◇ 広報活動による啓発	◇ 人権パンフレットの編集と発行 ◇ 市報による人権シリーズ掲載 ◇ 人権標語、人権作文、人権ポスターの募集 その掲示や冊子編集と配布
◇ 関係機関との連携と支援	◇ 集会所活動の支援 ・ 指導講師研究会 ◇ 行政と支援加配教員等(小・中・高)との連絡会(月1回) ← H10年度から継続 ◇ 県関係機関・他市町村との連携

#### ⑤ 学校における人権・同和教育

学校人権・同和教育の推進にあたっては、すべての教職員が人権・同和問題を正しく理解し、全教育活動を通して推進し、児童生徒一人ひとりの人権と進路を保障し、様々な差別を許さない人権意識を高めていきます。

#### ○ 基本的な考え方

- ・ 全教職員の共通理解を図り、さらに指導計画に正しく位置づけ、総合的に実践がなされるよう校内推進体制の確立に努めます。
- ・ 全教職員の研修の機会の確保と内容の充実を図り、基本的認識や人権感覚の高揚、実践的指導力の向上に努めます。
- ・ 一人ひとりの願いや考えを大切にし合い、温かい思いやりに満ちた人間関係を醸成し身近な生活の中で起こる様々な問題を互いに励まし、協力して解決する民主的な集団の育成に努めます。
- ・ 進路保障への取り組みの充実に努めます。
- ・ 人権を尊重し、差別を許さない教育実践は教職員の人権意識と日常の教育行為に支えられていることを自覚しその指導に努めます。

重 点 事 項	具 体 的 事 項
◇ 教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同和問題をはじめ様々な人権問題への理解と認識の深化及び指導力の向上</li> <li>◇ 研修方法の創意工夫と改善</li> <li>◇ 感性を育てる指導の創意工夫</li> <li>◇ 差別の現実学ぶ研修</li> </ul>
◇ 推進体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 全教育活動への位置づけと、その明確化</li> <li>◇ 全体構想、指導計画の策定とその実践</li> <li>◇ 校内研修体制の確立</li> <li>◇ 教材、資料の整備と活用</li> </ul>
◇ 諸団体との連携と交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同和地区との交流</li> <li>◇ 地域、保護者との連携による研修の推進</li> <li>◇ 各学校間の連携と交流</li> </ul>
◇ 基礎学力向上、進路保障への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 生きる力の育成への努力</li> <li>◇ 基礎学力向上、進路保障の理解と指導</li> </ul>
◇ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市教研人権・同和教育部会との連携と支援</li> <li>◇ 教職員研修における連携と支援</li> </ul>

#### ⑥ 保育園（所）・幼稚園での人権・同和教育

幼児期に生命をいつくしみ、友達を大切にし、いじめや差別を生まない豊かな人権意識の基礎を育むことはきわめて大切です。このことが、人権を大切にしていける力を育てることになります。期間は終了しましたが、「人権教育のための国連10年」の行動計画の中にも、「幼児期においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の芽生えを育むことに努める」とあるように幼児期からの人権尊重の教育が求められていました。

また、平成10年（1998年）6月に出された国の中央教育審議会の答申にも提言されているように「心の教育」の重要性が叫ばれています。幼児期における人権・同和教育は、人権を大切にしていける心豊かな子どもの育成という視点から、「心の教育」を担うものとして一層大切にされなければなりません。

浜田市では、「保育園・幼稚園人権研修会」を毎年開催してきました。その成果は保護者にも広がりつつあります。

今後も、保育園・幼稚園職員の人権・同和教育への理解と認識を深め、さらに子供たちの心の豊かさ、自尊感情等を育み、たくましく生きる力を培う人権・同和教育の推進と保護者への啓発を図っていきます。

重 点 事 項	具 体 的 事 項
◇ 職員研修の実施	◇ 保育園（所）・幼稚園の職員研修支援 協力 ◇ 保・幼園長会議、子育て支援課等との 連携による職員研修の実施
◇ 保護者の啓発	◇ 保護者研修の支援

#### ⑦ 集会所活動への支援

集会所については、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、今後一層の発展が望まれます。また、研修や教養文化活動の充実や周辺地域住民との連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらに、これらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を支援していきます。

- ・ 相互に連携を図り交流学習（訪問研修）の計画的、継続的な推進が図られるよう、その促進に努めます。
- ・ 地区住民と周辺地域住民の両者が参加する地域ぐるみの教育・文化活動が積極的に推進されるよう、その促進に努めます。
- ・ 文化活動・学習活動を再構築し魅力ある内容になるよう支援します。
- ・ 集会所活動の一層の充実と活動のための条件整備に努めます。

## 参 考 資 料

### 「日本国憲法」(抜粋)

#### 第11条 (基本的人権の享有と本質)

国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

#### 第12条 (自由・権利の保持責任と濫用禁止)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

#### 第13条 (個人の尊重・幸福追求権と公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 第14条 (法の下での平等)

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的経済的又は社会的又は社会的関係において、差別されない。

#### 第19条 (思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

#### 第20条 (信教の自由)

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

#### 第22条 (居住・移転及び職業選択の自由、外国移住・国籍を離脱の自由)

①何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

#### 第23条 (学問の自由)

学問の自由は、これを保障する。

#### 第24条 (婚姻の自由)

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関する事項

に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなくてはならない。

#### 第25条（生存権、国の社会保障向上義務）

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならない。

#### 第26条（教育を受ける権利、教育を受けさせる義務）

- ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ③ すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

#### 第27条（勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

- ① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。
- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤務条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

#### 第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 「児童虐待防止法」(抄) (抜粋)

### (児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見の他の者で、児童を現に監護するものを言う。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (児童虐待に係る通告)

第5条 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他の児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなくてはならない。

第6条 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25号の規定により通告しなければならない。

- 2 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第25条の規定による通告する義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

## 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する基本的事項について（答申）」（1999年）

→ これを受けて2000（平成12）年11月29日に可決、成立

### （目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、心情又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権擁護に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### （基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これが体得することができるよう、多様な機会を提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### （国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなくてはならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告書を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 「世界人権宣言」

1948年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律にしたがって有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。

### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

### 第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化

を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 「浜田市男女共同参画推進条例」

平成 17 年 10 月 1 日  
条例第 32 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 10 条—第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が展開されてきたが、なお一層の努力が必要とされ、男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会にとっての最重要課題と位置付けられている。

浜田市においても、国際社会や国、県の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきたが、社会のあらゆる分野において、性別による固定的かつ差別的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが強く残っており、男女平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行を始めとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、市民一人一人が生き生きと輝く、豊かで活力あるまちを築くためには、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合いながら多様な生き方を選ぶことができる社会を実現することが、緊要な課題である。

ここに、浜田市は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行うものをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないように配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として市又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本とし

て、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進する施策の実施に当たっては、国、県、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

4 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) 男女間における暴力的行為

(被害者の保護)

第8条 市は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)からの前条第3号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、関係機関と連携を図りながら、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

#### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第10条 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を広く反映させるよう努めるとともに、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、その策定し、及び実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第12条 市は、学校教育及び社会教育並びに保育所保育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の策定及び実施に努めるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理等)

第14条 市長は、市が策定し、及び実施する施策に関する、男女共同参画についての市民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく処理に当たっては、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画を阻害する行為についての市民又は事業者の相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、施策の総合的な推進に資するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

## 「児童の権利に関する条約」

全文

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に

存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

## 第 1 部

### 第 1 条

この条約の適用上、児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

### 第 2 条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

### 第 3 条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適切な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

### 第 4 条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適切な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

### 第 5 条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適

当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

#### 第 6 条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

#### 第 7 条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1 の権利の実現を確保する。

#### 第 8 条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

#### 第 9 条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1 の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3 の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

#### 第 10 条

- 1 前条 1 の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱

う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。

- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

#### 第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

#### 第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
  - (a) 他者の権利又は信用の尊重
  - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### 第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

#### 第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権

利を認める。

- 2 1 の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

#### 第 16 条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1 の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

#### 第 17 条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第 29 条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第 13 条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

#### 第 18 条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第 19 条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべ

ての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

- 2 1 の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

#### 第20条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

#### 第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

#### 第22条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当た

り、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。

- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1 の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

#### 第 23 条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2 の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第 24 条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1 の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
  - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
  - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内

で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。

(d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。

(e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

(f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第 25 条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

#### 第 26 条

1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

2 1 の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

#### 第 27 条

1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1 の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。

4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

## 第 28 条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
  - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
  - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
  - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
  - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

## 第 29 条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
  - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
  - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
  - (d) すべての人民の間、種族的、国民的及び宗教的集団の間並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
  - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1 に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

## 第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰し、かつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

### 第 31 条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

### 第 32 条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
  - (a) 雇用が認められるための 1 又は 2 以上の最低年齢を定める。
  - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
  - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

### 第 33 条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

### 第 34 条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

### 第 35 条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

### 第 36 条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

### 第 37 条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこ

と。

(b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。

(c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。

(d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

#### 第 38 条

1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

#### 第 39 条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

#### 第 40 条

1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。

(a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。

- (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
  - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
  - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。
  - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
  - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
  - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
  - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
  - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

- (a) その年齢未滿の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
- (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

#### 第 41 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

## 第 2 部

#### 第 42 条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

#### 第 43 条

1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗

- の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた 10 人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
  - 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
  - 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
  - 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
  - 6 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち 5 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 5 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
  - 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
  - 8 委員会は、手続規則を定める。
  - 9 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。
  - 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年 1 回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
  - 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
  - 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

#### 第 44 条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 2 年以内に、(b) その後は 5 年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についても

たらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。

- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1 の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

#### 第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

### 第3部

#### 第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

#### 第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総

長に寄託する。

#### 第 48 条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 第 49 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目に効力を生ずる。

#### 第 50 条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から 4 箇月以内に締約国の 3 分の 1 以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1 の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の 3 分の 2 以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

#### 第 51 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

#### 第 52 条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

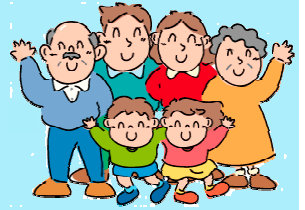
#### 第 53 条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

#### 第 54 条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# 築きませんか！ 人と人がつながるいい関係



浜田市では、「人権尊重のまち・はまだ」の実現を目指し、人権・同和教育及び啓発を積極的に推進しています。

これまで保育園、幼稚園、学校、PTA、公民館、介護施設、企業、行政が連携をとりながら、人権問題に関する講演会、研修会、イベント等に取り組んできました。そして、着実に市民一人ひとりの人権意識の高揚を感じながらも、一方では日々の生活の中で必ずしも人権感覚が十分根付いているとは言い難い事象もみられます。中でも同和教育問題をはじめ様々な人権問題は「自分とは関係のない問題」と考えている人も少なくありません。しかし、本当は、「そのことが自分とどう関係があるか」と言うことを身近な所（家庭、地域等）で気づくことが大切ではないでしょうか。

そのためには、市民の皆さん方、それぞれの自治会やグループ、職場などにおいて人権・同和教育研修会を繰り返し開催して、市民の皆さん、一人ひとりが人権感覚を育み、誰もが気持ちよく生き生きと輝いて暮らせる「人権尊重のまち・はまだ」を築いていくことが大切です。私たち一人ひとりがその実践者です。

## 人権研修会を開催する場合、いつでもご相談下さい。

- 1 開催方法 平日、土・日曜日いつでも開催できます。
- 2 講師 研修会の講師は、浜田市人権同和教育啓発センターから派遣いたします。経費については無料です。
- 3 研修内容 研修を開催される皆さんの要望にお応えします。人権一般をはじめ具体的な人権課題に即し、親しみやすく分かりやすいテーマや方法で行います。
- 4 申込方法 浜田市人権同和教育啓発センター（TEL22-2612 内線 345・346）へご連絡ください。申請書をお送りし、実施後、報告書を提出していただきます。

＜お問い合わせ先＞  
浜田市人権同和教育啓発センター  
TEL22-2612（内線 345・346）  
FAX23-1866



平成 年 月 日

浜田市人権同和教育啓発センター 様

所在地  
実施団体 名称  
代表者名 印

人権・同和教育研修会（巡回講座）実施報告書

講師派遣を受けました人権・同和教育研修会等について、下記のとおり実施いたしましたので報告します。

記

研修名およびテーマ	
対象者および人数	総参加者数 人
日 時	平成 年 月 日 時から 時まで
研 修 場 所	
講 師 氏 名	
研修による成果、感想等	

(記録写真等がありましたら添付ください。)

浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	所属・職名等	備 考
山 崎 壽 松	全日本同和会島根県連合会 浜田支部長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会副会長・専門委員
川 上 英 世	三隅自治区人権同和教育 推進協議会長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
鎌 原 茂 幸	金城町連合自治会長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
岡 本 修 治	金城自治区公民館連絡 協議会長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
上 野 茂	旭自治区公民館連絡 協議会長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
山 崎 昭 三	弥栄自治区公民館連絡 協議会長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
岡 田 昭 二	浜 田 市 総 務 部 長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
浅 田 勇	浜田市教育委員会教育部長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員